

平成二十七年七月十日受領
答弁第三〇二二号

内閣衆質一八九第三〇二号

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出ビザなし交流中止についての政府答弁に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出ビザなし交流中止についての政府答弁に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十七年六月五日内閣衆質一八九第二四八号）一及び二について
でお答えしたとおりであり、政府としては、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第七十四条に基づき
質問に対して誠実に答弁している。